

平成28年度

次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業

～次世代の産業を牽引する大型プロジェクトを支援します～

【募集要項】

○申請書類提出希望日申込期間

申請書の提出は混雑緩和のため予約制になっております。
以下の期間に公社ホームページからお申し込みください。
平成28年8月10日（水）～平成28年9月12日（月）

○申請書類の提出期間

平成28年10月3日（月）～平成28年10月11日（火）
申請書類は公社ホームページからダウンロードできます。
URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

○お問い合わせ先



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階

TEL : 03-3251-7894・5

FAX : 03-3253-6250

e-mail : josei@tokyo-kosha.or.jp

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>



【目次】

1	事業目的	1
2	事業内容	1
3	助成事業の要件	2
4	開発支援テーマ	3
5	申請要件	4
6	助成対象経費	6
7	助成対象経費とならない場合の例	1 2
8	助成事業のスケジュール	1 3
9	申請書類の作成及び提出	1 3
10	審査方法	1 4
11	助成事業を実施するための注意事項	1 5
12	助成事業完了後の注意事項	1 6
13	助成金交付決定の取り消し・助成金の返還	1 6
補足	人件費単価一覧表	1 8
補足	申込者情報のお取扱いについて	1 9

1 事業目的

「健康・スポーツ」、「医療・福祉」、「環境・エネルギー」、「危機管理」の産業分野は、少子高齢化・災害対策など、大都市東京が抱える課題の解決に役立つとともに、国内外での市場の成長が期待されています。こうした成長産業の分野では、国内外の競争が熾烈であり、技術革新のスピードが速く、また、求められる技術・製品の内容も高度で複雑になっています。

東京都では、中小企業がこれらの産業分野への参入を検討する際の指針となるように、分野ごとの都市課題と技術・製品開発動向を示した「イノベーションマップ」を策定しました。

本助成事業は、都内中小企業等がこの「イノベーションマップ」に基づいて、自社のコア技術を基盤としつつも、他企業、大学、公設試験研究機関等、社外の知見やノウハウを活用して行う技術・製品開発を支援することにより、都内中小企業等の成長産業分野への参入を促進し、東京の産業の活性化を図ることを目的としています。

【イノベーションマップとは】

「健康・スポーツ」、「医療・福祉」、「環境・エネルギー」、「危機管理」の成長産業分野において、大都市東京の都市課題の解決に資する技術・製品開発のテーマを明らかにし、その技術・製品開発動向や中小企業による実用化の可能性をまとめた技術開発指針。

2 事業内容

イノベーションマップに基づき、他企業、大学、公設試験研究機関等と連携し、それらの技術・ノウハウを活用して取り組む技術・製品開発に要する経費の一部を助成するとともに、連携コーディネータによるハンズオン支援を行います。

(1) 経費の助成

ア 助成対象期間

平成 29 年 1 月 1 日から最長平成 32 年 12 月 31 日まで（4 年以内）

事業計画が、助成事業の実施段階に応じて事業期間を明確に区分できる場合には、「期」を設けることができます。各期終了後に実績を確認・検査した上で、助成金を交付します。「期」を設ける場合は、全体計画に加え、期ごとの目標、事業計画、必要経費及び資金計画等が必要です。なお、事業実施期間に設定できる期は、年 1 回まで（事業期間を通じて 4 回まで）を上限とします。

イ 助成限度額

8,000 万円（申請下限額 800 万円）

ウ 助成率

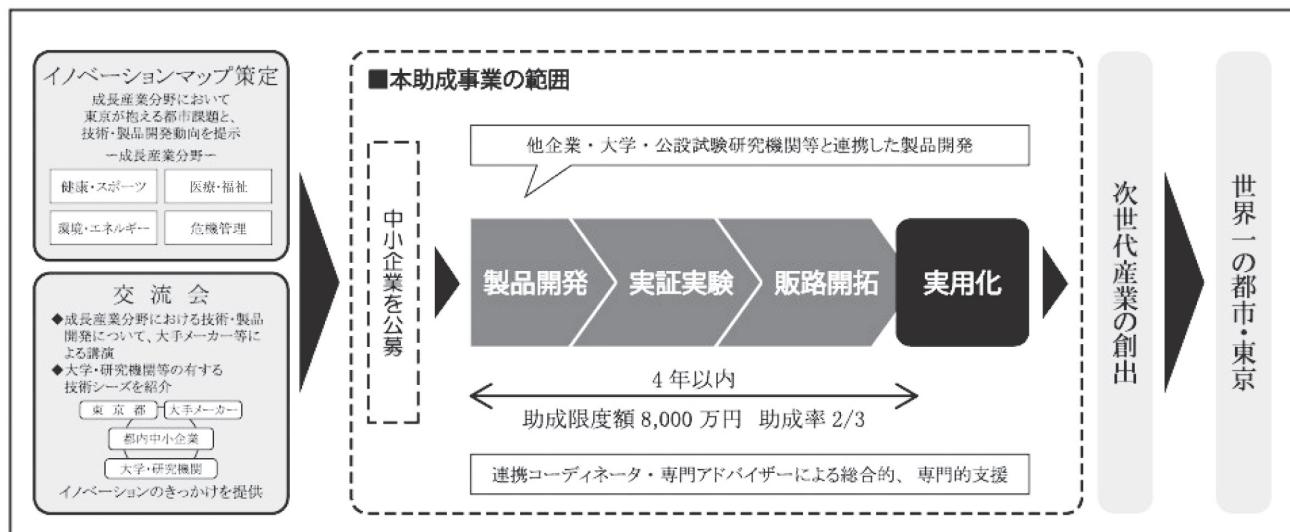
助成対象と認められる経費の 2 / 3 以内

エ 助成対象経費

技術・製品開発に要する経費の一部（「**6 助成対象経費**」参照）

- ※ 助成事業を実施する都内中小企業者等（「**5 申請要件**」参照）が助成金申請を行い、当該中小企業者等に対し交付決定後、実績を確認・検査した後に助成金を交付します。
- ※ 経費の助成を受けるためには、事業の具体的な事業計画、経費見積及び資金計画等が必要です。

◆事業スキーム



(2) 連携コーディネータによる支援

各事業を効果的かつ的確に支援するため、連携コーディネータを設置し実用化に向けたハンズオン支援を行います。

- ◆ 事業の進捗状況に合わせた経営・技術支援、知的財産支援、販路開拓支援等
- ◆ 事業の必要性に応じた既存施策の紹介やアドバイス、専門アドバイザーの派遣等

3 助成事業の要件

本助成事業に申請するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 「イノベーションマップ」に掲げられた開発支援テーマに合致した技術・製品の研究開発であること。（「**4 開発支援テーマ**」参照）
- (2) 他企業・大学・公設試験研究機関等との連携（委託、外注、共同研究によるノウハウ等の活用）が含まれていること。
- (3) 申請者と公社の窓口として、事業全体の進捗管理や必要書類の管理等を全面的に担当する「統括管理者」を1名設置すること（中小企業グループによる共同申請の場合は、代表企業にて管理者を設置してください。）。
- (4) 早期に実用化を目指す研究開発であること（本事業において実用化とは、販売等により収入が発生することをいいます。）。

4 開発支援テーマ

申請にあたっては、下記の開発支援テーマのいずれかに該当することが必要です。開発支援テーマに合致していれば、例示したもの以外の技術・製品開発でもかまいません。

<開発支援テーマ一覧>

分野	開発支援テーマ	技術・製品開発の例示*
健康・スポーツ	スポーツ都市東京の実現に向けたスポーツ・健康増進に関する技術・製品の開発	各種スポーツに関する技術・製品、健康機器、健康管理システム 等
	障害者スポーツに関する技術・製品の開発	障害者スポーツに関する技術・製品、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する技術・製品 等
医療・福祉	子育て、高齢者、障害者、外国人等の見守りに関する技術・製品の開発	緊急通報システム、各種センシング技術、ネットワークカメラ 等
	介護・福祉機器に関する技術・製品の開発	義肢・装具、パーソナル関連用具、コミュニケーション機器、移乗・移動支援機器 等
	各種医療機器とその部品・部材に関する技術・製品の開発	画像診断システム、生体現象計測・監視システム、医用検査装置、処置用機器と生体機能補助・代行機器、各種医療器具 等
環境・エネルギー	スマートエネルギーに関する技術・製品の開発	エネルギー管理システム、水素エネルギーシステム、再生可能エネルギー・システム、コーチェネレーションシステム、蓄電池 等
	資源のリサイクルに関する技術・製品の開発	鉱物資源リサイクル技術、廃棄物系バイオマス技術、建設廃棄物リユース・リサイクル技術 等
	環境改善に関する技術・製品の開発	VOC検出・処理に関する技術、代替フロンに関する技術、水質改善技術、光触媒を用いた環境改善製品 等
危機管理	防災・減災に関する技術・製品の開発	構造物の耐震化技術、落下・転倒防止技術、水害等防止対策技術、火災・防火対策技術、その他技術（避難生活に関する技術・製品）等
	災害時の情報提供・収集に関する技術・製品の開発	コミュニティ無線、安否確認システム、災害情報収集・自動処理・配信システム 等
	インフラメンテナンスに関する技術・製品の開発	非破壊検査技術、モニタリング技術、破壊検査技術、自己修復材料等の新素材、その他補修技術 等
	生活の安全・安心に関する技術・製品の開発	防犯カメラ・画像解析システム、侵入検知・出入管理システム、情報セキュリティ、異物検出・混入防止システム、流通支援システム 等

※ 「技術・製品開発の例示」の詳細については、「イノベーションマップ」をご参照ください。（東京都産業労働局「次世代イノベーション創出プロジェクト 2020」

URL: <https://sogyoshien.tokyo/jisedaiinobe/>

＜注意事項＞

次の場合には、支援期間内であっても支援を打ち切ることがあります。

- (1) 支援期間の途中で申請資格に定める要件を満たさなくなった場合
- (2) 目標達成の見込みがないと判断された場合

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、本助成事業の対象となりません。

- (1) 開業、運転資金など開発以外の経費の助成を目的としているもの
- (2) 生産用の機械設備の導入等、設備投資を目的としているもの
- (3) 開発した試作品自体の販売を目的としているもの
- (4) 研究開発の主要な部分が申請者による開発ではないもの
- (5) 既製品の模範にすぎないもの
- (6) 技術的な開発要素がないもの
- (7) 申請時において研究開発が概ね終了しているもの
- (8) 平成 32 年 12 月 31 日までに、研究開発の完了が見込めないもの
- (9) 研究開発が特定の顧客（法人・個人）向けで、汎用性のないもの
- (10) 助成事業完了後、開発成果物（試作品等）の一定期間の保存が見込めないもの
- (11) 公序良俗に反する事業など事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

5 申請要件

申請にあたっては、以下の（1）から（3）のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当するもの

- ア 中小企業者（会社及び個人事業者）
- イ 中小企業団体等
- ウ 複数の企業等で構成される中小企業グループ（共同申請）

※ 【中小企業者】

次に該当するもの

業種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下

※ 【中小企業団体等】

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの

※ 【中小企業グループ】（共同申請）

中小企業者で構成するグループをいい、以下の要件をすべて満たすもの

- ・ 代表企業を設定し、代表企業はグループを代表して申請書を提出し、助成金を受領すること。
- ・ 代表企業は、共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと。
- ・ グループ構成企業等の役職員が代表企業の役職員を兼務していないこと。
- ・ グループ構成企業内において資本の出資関係がないこと。
- ・ 代表企業は、交付決定後、グループ構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること。

(2) 次のア～ケのすべてに該当すること

ア 東京都内に主たる事業所又は研究開発場所を有し、事業を営んでいること。

イ 当該申請案件に係る研究開発場所は、以下の要件を満たすこと。

- ・ 自社の事業所又は工場等であること。
- ・ 原則として東京都内であること。
- ・ 申請書記載の設備等購入物品、開発人員及び当該助成事業における成果物等が確認できること。

ウ 法人の場合は、平成27年10月1日以前に東京都内に登記をしていること。

エ 個人事業者の場合は、平成27年10月1日以前に都内税務署へ開業届を出していること。

オ 法人の場合は、税務署へ提出した直近2期分の確定申告書（決算報告書を含む）の写しを提出できること（創業2年未満等で2期目が未提出の場合は直近1期分で可）。

カ 個人事業主の場合は、税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書の写しを提出できること（事業開始2年未満等で2期目が未提出の場合は直近1期分で可）。

キ 法人の場合は、都税事務所発行の「法人事業税及び法人都民税の納税証明書」が入手できること。

ク 個人事業主の場合は、都税事務所発行の「個人事業税の納税証明書」及び区市町村発行の「住民税納税証明書」が入手できること。

ケ 本助成事業の成果を、東京都内で引き続き活用し続ける予定があること。

(3) 次のア～コのすべてに該当すること

- ア 同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む。）。
- イ 本助成事業の同一年度の申請は、一企業一申請に限ること。また、同一テーマ・内容で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。
- ウ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません。）。
- エ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- オ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- カ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ケ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- コ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

6 助成対象経費

助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下（1）から（4）の条件に適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費です（「助成対象経費一覧」に記載のないものは助成対象となりません。）。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- (2) 助成対象期間内（平成29年1月1日から平成32年12月31日まで）に契約、取得、支払いが完了した経費
- (3) 助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できるもの
- (4) 財産取得となる場合は、所有権が助成事業者に帰属する経費

※ 助成対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。

助成対象経費一覧

経費区分	内 容
原材料・副資材費	<p>開発品（無償提供品（※）を含む。）の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費 〔例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕</p> <p>※ 無償提供品とは、商品仕様や顧客の反応等を測定・分析し、改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるために試験的に無償提供する試作品のことをいいます。したがって、<u>開発途中段階でのニーズ把握目的のための無償提供品を助成対象とし、最終製品を無償提供する場合は対象外とします。</u></p> <p><注意事項></p> <p>ア 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、助成事業終了時には使い切ることを原則とします。助成事業終了時点での未使用残存品は助成対象となりません。</p> <p>イ 材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、開発の途上において生じた仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難な場合には写真撮影による代用も可）することが必要です。</p> <p>ウ 無償提供品を提供した場合は、その個数や相手先などの報告が必要です。</p> <p>エ 助成期間中の販売（有償提供）も可能ですが、助成対象となりません。</p> <p>オ 無償提供品と有償提供品に直接使用された原材料等については、それぞれを明確に判別が必要です。</p>
機械装置・工具器具費	<p>当該研究開発の実施に直接使用する機械装置・工具器具等の購入、リース、レンタル、据付費用に要する経費 〔例：試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置等〕</p> <p><注意事項></p> <p>ア 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。</p> <p>イ 割賦により調達した場合はすべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。</p> <p>ウ 1件100万円（税抜）以上の購入品については、見積書（単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの）が必要となります（市販品の場合は価格表示のあるカタログ等の添付で可、リースやレンタルの場合は不要です。）。</p> <p>エ 助成対象とする機械装置・工具器具は、原則東京都内にある申請者の本社又は事業所、工場等に設置・保管し、完了検査において公社の確認を受けるものとします。</p>

経費区分	内 容
	<p>オ 以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>(ア) 量産用経費及び開発・製品化目的以外の機械設備に係る経費 (イ) リース、レンタルについて、助成対象期間外に係る経費 (ウ) 自家用機械類の改良、修繕等に係る経費 (エ) 中古品の購入に係る経費 (オ) 自社以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費</p>
委託・外注費	<p>(1) 当該研究開発の一部で、自社内で直接実施することが困難なもの又は適当でないものについて、外部の事業者、大学、試験研究機関等に委託や外注する場合に要する経費 [例：外注加工、委託設計、検査・実験・研究委託、市場調査委託、デザイン、試験・評価、実証データ取得等]</p> <p><注意事項></p> <p>以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>ア 第三者へ再委託・再外注された経費 イ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社への委託・外注費</p> <p>(2) 共同研究費</p> <p>外部の事業者、大学、試験研究機関等との共同研究を実施する場合に要する経費 [例：大学へ支払う共同研究費等]</p> <p><注意事項></p> <p>以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>ア 共同研究先が負担する経費 イ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社との共同研究費</p> <p>(3) 技術指導受入れ費</p> <p>外部（専門家）から技術指導を受けたり、相談を行う場合に要する経費 [例：謝金・相談料等]</p> <p><注意事項></p> <p>実績報告時に、外部からの技術指導・相談の日報と指導・相談報告書が必要となります。</p> <p>(4) 試作品等運搬委託費</p> <p>自社内で不可能な実証データを取得するため、必要な機械装置を試験実施場所等へ輸送する場合に要する経費</p> <p>(5) 顧客ニーズ調査費</p> <p>本事業の対象となる試作品や製品に係る顧客のニーズを把握するために委託・外注により行う調査・分析に要する経費</p> <p><注意事項></p> <p>実績報告時に、委託・外注先から納品された調査報告書の写しの提出が必要</p>

経費区分	内 容
	<p>となります。</p> <p>(6) 規格等認証・登録費</p> <p>技術・製品等の実用化に必要不可欠な規格、認証の取得に要する経費</p> <p><注意事項></p> <p>以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>ア 認証取得後に発生した経費</p> <p>イ 維持審査料、認証継続費用</p>
産業財産権出願・導入費	<p>(1) 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に関する調査、出願、審査請求に要する経費</p> <p>(2) 特許・実用新案等（登録、出願、公告され、存続しているもの）を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む。）を受けた場合の経費</p> <p><注意事項></p> <p>ア 助成対象とする場合には、助成事業者に権利が帰属することを必要とします。</p> <p>イ 以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>(ア) 出願してから審査請求するまでの間の一部の手続きが完了している経費</p> <p>(イ) 助成事業終了日までに出願手続き等を完了していることが公的機関の書類等で確認できない経費</p>
直接人件費 (給与・報酬等の支払実績が確認できること)	<p>(1) 研究開発に直接従事した主な社員の人件費 [対象外業務の例：資料収集、打合せ等]</p> <p>(2) 統括管理者の人件費 [対象経費の例：事業実施に係る経理書類等資料の取りまとめ、進捗状況管理に伴う公社との打合せ等]</p> <p><注意事項></p> <p>ア 助成対象は、実際に助成事業に従事した時間に限られます。</p> <p>イ 直接人件費の助成交付申請額は<u>1年につき 500 万円が上限</u> ((1) 及び <u>(2) を合わせた総額</u>) となります。人件費のみを申請する場合も同様です。</p> <p>ウ 対象は、役員及び正社員とし、パート・アルバイト、臨時社員等が行った業務は対象となりません。</p> <p>エ 助成対象者は、雇用保険（役員は雇用保険必要なし）の加入者であること等の証明が必要です（個人事業者の場合は、国民健康保険加入者となります。）。</p> <p>オ 時給の単価は、「補足 人件費単価一覧表」を適用します。</p>

経費区分	内 容
	<p>カ 従事時間の上限は、1人につき1日8時間、年間1,800時間を限度とします。</p> <p>キ 各従事者の当月助成対象経費算定額（時給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が上限となります。</p> <p>ク 従事社員別の作業日報の作成が必要となります。</p> <p>ケ 以下の経費は、助成対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 助成事業に直接関係ない業務に係る経費 (イ) 就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働（超過勤務）に係る経費 (ウ) 休日労働（就業規則等に定められた休日に労働した時間）に係る経費 (エ) 雇用保険に未加入の正社員が行った業務に係る経費 (オ) 支払実績が確認できない給与・報酬等
展示会等 参加費	<p>展示会等参加費の助成交付申請額は、広告費と合計して <u>2,000万円を上限</u> とします。</p> <p>(1) 出展小間料</p> <p>展示会・見本市に係る出展小間料</p> <p><注意事項></p> <p>ア 以下の経費は、助成対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特定の顧客（会員等）のみを対象としている展示会等への出展経費 (イ) ブース内に申請企業名（又は自社ブランド名）が表示されていない場合 (ウ) 自社で主催する展示会等に係る経費 <p>イ 申請企業が全額負担している展示会等であっても、出展小間内に他社の社名等の提示、他社の製品等の展示がある場合、按分の対象となる場合があります。</p> <p>(2) 資材費</p> <p>小間内の装飾費、出展に必要な資材費（ポスター・パネル作成）、備品・機器等のリース代、会場での光熱水費</p> <p><注意事項></p> <p>以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>ア 展示会に係る備品・機器の購入費</p> <p>イ 対象となる展示会で使用されたことが確認できないリース品や作成ポスター・パネル等の経費</p>

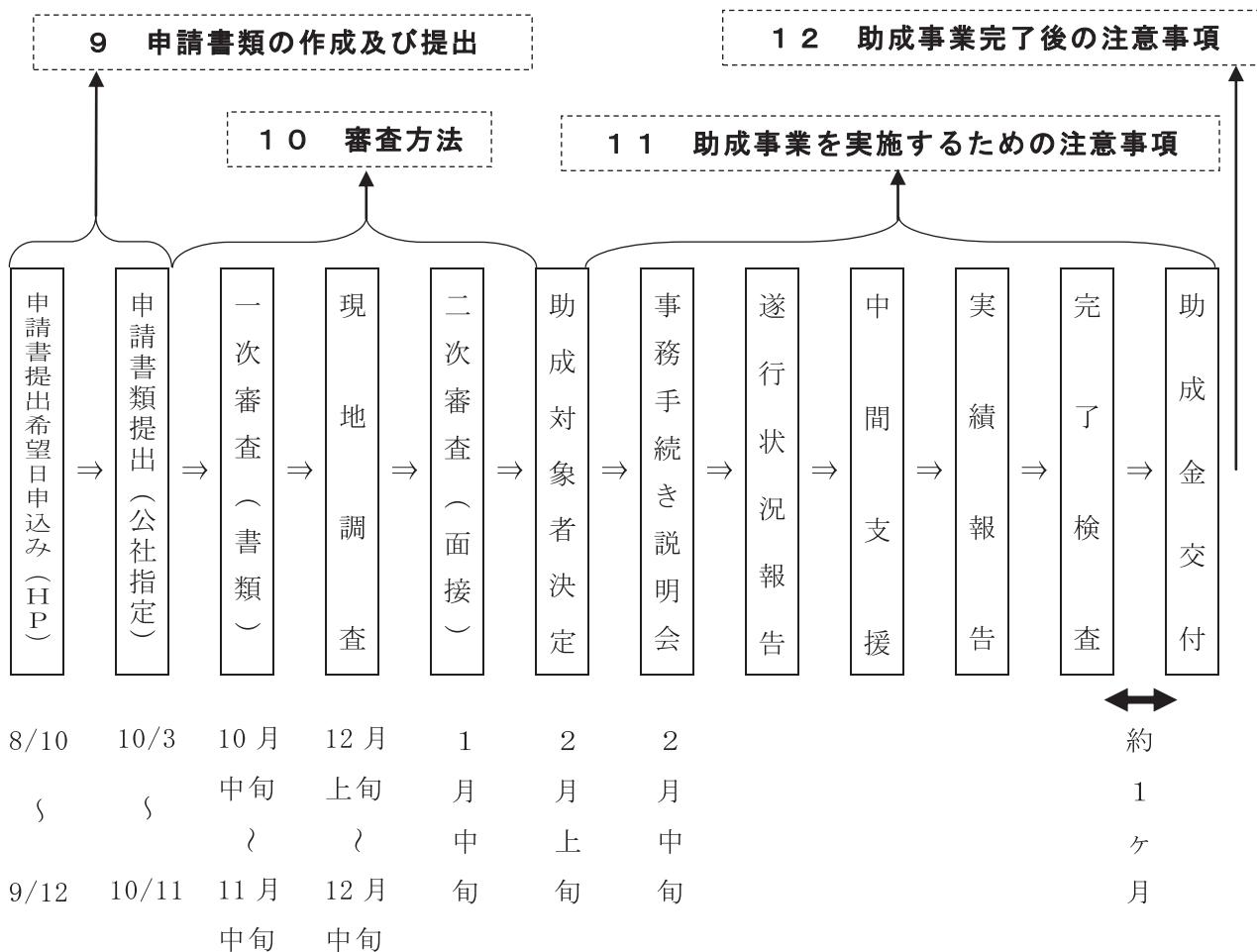
経費区分	内 容
	<p>(3) 輸送費</p> <p>展示品や展示用資材、配布するパンフレット等の運搬委託費</p> <p><注意事項></p> <p>ア 運搬を生業とする業者に外部委託するもので、自社と展示会場間の輸送に限ります。</p> <p>イ 展示会に係る搬入搬出における自社での配送に係る経費（タクシー・バス・電車等の乗車料金、レンタカ一代、社用車のガソリン代等）は助成対象となりません。</p> <p>(4) 通訳・翻訳費</p> <p>海外での展示会開催に必要な通訳・翻訳費</p>
広告費	<p>広告費の助成交付申請額は、展示会等参加費と合計して 2,000万円を上限 とします。</p> <p>(1) 製品カタログ・パンフレット、PR映像等の製作に要する経費</p> <p><注意事項></p> <p>ア 名刺、商品タグ、紙袋、クリアホルダー、カレンダー、手帳、他社（グループ企業を含む。）の会社案内、記念品等の作成費用等は助成対象となりません。</p> <p>イ 申請企業が全額負担しているPR映像・パンフレットであっても、他社の社名や製品等の掲示がある場合、按分の対象となる場合があります。</p> <p>(2) 新聞・雑誌・Web（リスティング広告及びバナー広告）への広告に要する経費</p> <p><注意事項></p> <p>ア リスティング広告は、各社と直接契約した場合のみ助成対象とします。代理店経由は助成対象となりません。なお、バナー広告については、契約先の制限はありません。</p> <p>イ リスティング広告の検索サイトは「ヤフー株」と「グーグル株」のみ助成対象とします。</p> <p>ウ リスティング広告、バナー広告ともに、リンク先が助成対象企業のページに直結していることが必要です。</p> <p>エ 以下の経費は、助成対象となりません。</p> <p>（ア）ダイレクトメール等の発送費用</p> <p>（イ）Web制作にかかる経費</p>

7 助成対象経費とならない場合の例

- (1) 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内（平成 29 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで）に行われていない経費
- (2) 助成事業に関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む。）
- (3) 見積書、契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- (4) 助成金交付申請書に記載されていないものを購入した経費
- (5) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
- (6) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- (7) 他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費
(原則は振込払い)
- (8) 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分
- (9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引の場合
- (10) 中小企業グループによる共同申請の場合の、共同申請者間での取引に要する経費
- (11) 間接経費（消費税、振込手数料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）
- (12) 資料収集業務、調査業務、会議費、消耗品等の事務的経費
- (13) 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
- (14) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

8 助成事業のスケジュール



※ 日程については状況により変更する場合があります。

9 申請書類の作成及び提出

(1) 申請書類の入手方法

申請書類は、公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>) よりダウンロードして作成してください。

(2) 申請書類提出希望日の申込み

受付時の混雑を回避するため、申請書類提出は事前申込制となります。次の期間内に公社ホームページより申請書類の提出希望日をお申込みください。

平成 28 年 8 月 10 日（水）から 9 月 12 日（月）

申請書類の提出は、申込順で受付しますので、希望日時が重複した場合、変更をお願いすることがあります。

(3) 申請書類の提出

申請書類提出の日時は、電子メールにてご連絡します。

平成 28 年 10 月 3 日（月）から 10 月 11 日（火）の間で公社が指定する日時

◆申請書の提出先（持参）◆

（公財）東京都中小企業振興公社 助成課

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町3-3

大東ビル4階

TEL: 03-3251-7894・5

FAX: 03-3253-6250

e-mail: josei@tokyo-kosha.or.jp

URL: <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

JR「秋葉原駅」中央改札口徒歩2分

東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」3番出口徒歩3分

つくばエクスプレス（TX）「秋葉原駅」A1出口徒歩2分

都営新宿線「岩本町駅」A3出口徒歩6分

東京メトロ銀座線「末広町駅」1番出口徒歩6分



（4）申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- イ 申請書類の提出には、会社概要及び申請内容を説明できる申請企業の方が対応してください（経営コンサルタント等は入室できません。）。
- ウ 提出された申請書類は返却しません。必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- エ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者の負担となります。
- オ 指定された日時にお越しにならない場合には、申込を辞退されたものとみなします。

10 審査方法

（1）審査方法

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、現地調査及び二次審査（面接審査）を行い、助成対象者を決定します。日程等については、別途お知らせします。

（2）審査の視点

- ア イノベーションマップとの適合性
- イ 技術的要素（新規性・優秀性・市場性・目標の実現性・計画の妥当性）
- ウ 経営の健全性（財務内容、事業予算など）

（3）審査結果及び交付決定

- ア 審査結果は、書面にてお知らせします。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。
- イ 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

- ウ 助成金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- エ 助成対象事業として採択された場合、企業名、代表者名、所在地、電話番号、設立年、資本金、業種、従業員数、交付年度、事業名、テーマ名、助成金額及び開発内容の概要について公表します。

1.1 助成事業を実施するための注意事項

(1) 経理関係書類の確認

- ア 遂行状況報告・実績報告の確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。
見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳・当座勘定照合表、領収書、成果品の写真、購入品のカタログ、図面、報告書、CD-ROM等
- イ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。
- ウ 直接人件費の確認書類として、就業規則、賃金台帳、出勤簿、作業日報、雇用保険加入者証等が必要です。

(2) 経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。
海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(3) ソフトウェア開発については、次の資料等の提出が必要です。

- ア 開発する機能を記載した自社作成の仕様書等
- イ 外注（委託）する場合、契約書、仕様書（外注要件や成果物を記載したもの）等
- ウ 作業従事者と作業履歴（ロックダイヤグラム等で作業内容を図示、該当項目に作業者氏名を記載）（直接人件費の場合のみ）
- エ システム開発の全体工程表
- オ 各段階で開発した表、グラフ、操作指示及び結果の表示画面、開発部分の写真等
- カ 修正個所のプログラム・完成プログラム
- キ 成果のCD-ROM
- ク その他検査員が必要とする資料

(4) 事業計画の変更等

申請書に記載された内容を変更するときは、事前に公社の承認が必要です。ただし、正当な理由がない限り、変更は認められません。

なお、申請額の増額も可能ですが、上限額8,000万円を超えない範囲で、かつ増額分は交付決定額の20%以内となります。

(5) 助成金額の確定

- ア 採択の際に通知する助成金交付予定額は、助成金交付額の上限を示すものであり、事業（「期」を設けているときは、該当する「期」）完了及び検査後に助成金の額が確定します（助成金交付予定額から減額されることがあります。）。
- イ 助成金額の確定においては、交付決定を受けた事業の目標が達成されていること

が条件になります。

1 2 助成事業完了後の注意事項

(1) 企業化状況報告書の提出・収益納付

助成事業の完了した年度の翌年度から5年間、助成事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。また、この間に助成事業の事業化により相当の収益を得た場合並びに産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により収益が生じた場合には、その収益の一部を納付していただきます。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

(3) 財産等の管理及び処分

ア 助成事業により取得又は効用の増加した財産（設備、研究開発物（試作品）その他成果物）について、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存しなければなりません。また、この期間内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ公社に申し出て承認を得なければなりません。

イ 助成事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。

ウ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は公社に納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る助成事業に係る助成金額を限度とします。）。

ただし、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備及び研究開発物）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、事前の承認を得ることにより納付義務が免除されます。

(4) 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の收支、帳簿書類、取得財産その他物件について、立入り調査を行い、報告を求めることができます。

1 3 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

助成事業者、委託先、外注先、共同研究先の事業者その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4) 東京都内の主たる事業所及び研究開発場所での事業活動の実態がないと認められたとき
- (5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (7) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- (8) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、委託、外注、共同研究先の事業者その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることは、以後一切できません。

補足 人件費単価一覧表

- ア 下表の報酬月額欄により、当該従事者が該当する単価を使用してください。
- イ 報酬月額（給与等）は、基本給＋諸手当（賞与を除く。）で算出してください（出張旅費、立替金の精算など給与以外のものは除いた、各月の社員別給与明細の総支給額欄又は支給合計欄になります。）。
- ウ 助成対象期間内（「期」を設定する場合は各「期」ごとに）に昇給や給与改定により報酬月額（給与等）に変更が生じる場合は、最も低い額に対応する人件費単価（時給）を使用してください。
- エ 実際に支払った給与等明細を証明する書類が必要です。

報酬月額（給与等）	人件費単価（時給） 単位：円
122,000円未満	880
円以上 円未満	
122,000～130,000	940
130,000～138,000	1,000
138,000～146,000	1,070
146,000～155,000	1,130
155,000～165,000	1,200
165,000～175,000	1,280
175,000～185,000	1,350
185,000～195,000	1,430
195,000～210,000	1,530
210,000～230,000	1,630
230,000～250,000	1,780
250,000～270,000	1,940
270,000～290,000	2,090
290,000～310,000	2,250
310,000～330,000	2,400
330,000～350,000	2,560
350,000～370,000	2,710
370,000～395,000	2,870
395,000～425,000	3,060
425,000～455,000	3,330
455,000～485,000	3,530
485,000～515,000	3,760
515,000～545,000	3,990
545,000～575,000	4,230
575,000～605,000	4,460
605,000円以上	4,690

補足 申込者情報のお取扱いについて

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

- (3) 東京都業種別経営動向調査に関する経営指標算出の統計分析のために使用する場合があります。

※ 上記(3)を辞退される方は、申請前確認書にて申告してください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

- ア 当公社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目：氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段：電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。